

# いじめ防止対策推進法 (概要)

## 【目的】

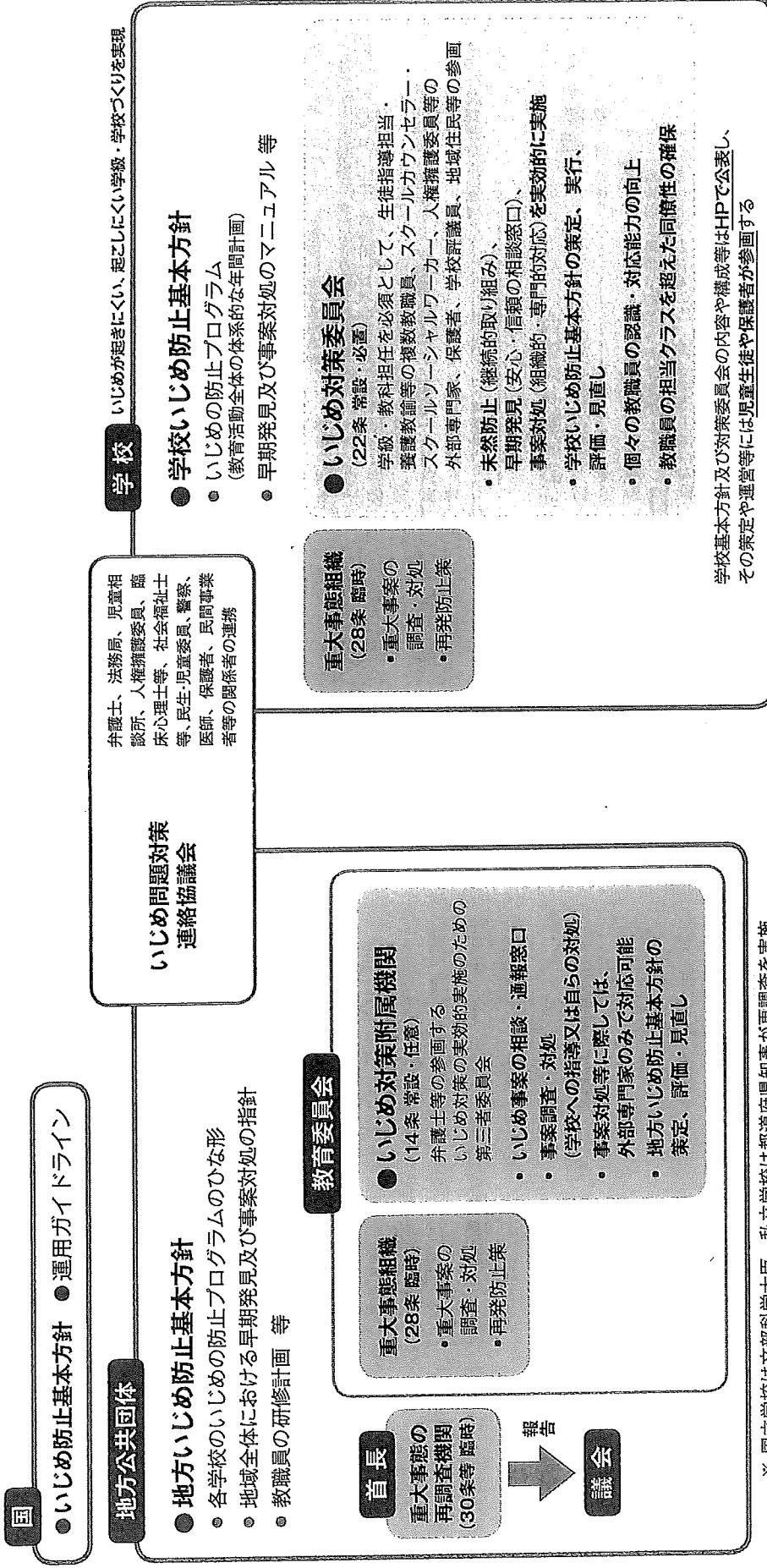
いじめから、児童生徒の生命・尊厳を保持

## 【趣旨】

学校・地域の構造的な問題の解決のため、「いじめの未然防止、早期発見、事案対処」の全てに、実効性ある仕組みを実現

## 【基本理念】

いじめの本質への理解、関係者の連携、生命・心身の保護、被害者に寄り添った対策、児童生徒の主体的・積極的な参画等



## 事案対処ルール

- 被害者に寄り添った対策(二次被害の防止等)
- アンケート調査や聞き取り調査の実施
- 外部専門家の参画による中立・公正等の確保
- 被害者に対する情報提供(法的説明責任)

## 重要な施策等

- 情報・道徳教育及び体験活動等の充実
- 啓発活動の推進
- 人材確保及び資質向上(教員養成課程含む)
- ネットいじめ対策の推進(ネットハブロール、法務局による書き込み削除支援等)

## 対策全体のPDCAサイクルの実行

- (先達事例の地域共有等)
- 調査研究の推進
- 隠れいじめ等防止及び対策推進確保のための新たな学校・教員評価
- 高等専門学校・専修学校における措置